

## 安全衛生推進者能力向上教育(初任時)講座のカリキュラムについて

当協会の安全衛生推進者能力向上教育(初任時)講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第19条の2第2項に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」(平成18.3.31能力向上教育指針公示第5号)の別表に示された「2 安全衛生推進者能力向上教育(初任時)」に基づくものです。科目と時間は下記のとおりです。

### 安全衛生推進者能力向上教育(初任時)講座

科目	時間
1 安全衛生管理の進め方	3.0 時間
2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	2.0 時間
3 安全衛生教育	1.0 時間
4 関係法令	1.0 時間

合計 7.0 時間

令和6年10月1日

一般社団法人建設業教育協会

代表者 石原 鉄郎

